

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
関係機関との連携	1	淀川区	介護支援専門員との連携	障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、従来のニーズやサービスについて十分認識されないまま介護保険のプランが作成されることがある。 そのことで今まで利用していたサービスが利用できなくなったケースや、障がい福祉サービスの併給において相談支援専門員との連携が十分ではないケースがみられる。	介護保険サービスへの引き継ぎが円滑に進むよう、各種研修や集団指導などを通じて介護支援専門員に障がい福祉サービスについて理解を深めるなど、ケアマネジメントの質を向上させる取り組みが必要である。	集団指導において、介護保険課（指定指導グループ）と障がい支援課が連携して資料等を作成し、介護と障がいのサービス併給に関する項目を設けることで、居宅介護支援事業所を含むすべての事業所への理解促進を図っている。	集団指導については今後も継続して実施する予定。 R6.12月には大阪市ホームページ上での介護と障がいの併給に関する啓発ページを開設。 また、介護支援専門員の資質向上を目的としたケアマネスキルアップ事業において、対象事業所に対し障がい福祉サービスについての理解を促進し、ケアマネジメント能力の向上に向けた研修テーマを取り扱う予定。
	2	住吉区	18歳に到達前の区分認定調査の実施、相談支援事業所へのつなぎについて	誕生日が年度末の卒業予定者（18歳到達）の場合、卒業後に生活介護を利用するため、障がい区分認定を早期に確定し、卒業後のサービス調整を行う必要がある。 令和3年度に、本件は指摘されており、市として誕生日を待たずに申請可能であることが示されているにも関わらず、区によって「対応できない」と申請を拒否している事態が生じている。同様のケースでセルフプランの場合、保護者が単独で卒業後に事業所探しや調整を行うこと、また、その間、支援を受けることができない期間が生じてしまう。	18歳到達が年度末になる場合は、サービスを利用できない期間が生じるなど不利益を被ることがあるため、令和3年度に示した通り、必要に応じて年度の早い段階から区分認定申請が可能となるよう、市全体で統一した対応を取ることが必要である。 あわせてセルフプラン者には16～17歳時点から早めに相談支援の利用を勧奨する仕組みを設けてもらいたい。	障がいのある方が18歳を迎えられるにあたって、障がい支援区分の認定手続きを申請いただく場合、申請いただける時期に定めはないが、障がい支援区分の認定にあたっては、より適切な判定となるよう、直近の認定調査による障がい状況等の把握や主治医の意見書に基づいて行う等、留意する必要がある。 本市では、現に障がい福祉サービスを利用されている方に対しては、手続きの勧奨という観点から、支給決定期間が終了する誕生日の3か月前を目途に案内をお送りしているが、例えば誕生日が年度末に近い方などについては、障がい福祉サービスの利用調整に要する期間等を考慮し、誕生日の3か月前を待たずに申請いただくことも可能としている。	障がい福祉サービスにおける申請手続きについては、各区担当者説明会や新任研修会等の場を通じて周知と理解の徹底を行う。 セルフプランで障がい児通所給付を利用している方に対しては、できるだけ早期に障がい児相談支援の利用につながるよう、制度周知に努めていく。
	3	阿倍野区	学校機関の障がい理解について	学校機関に対し、障がい理解と福祉サービスの理解にかかる説明について相談支援専門員が行っているが、まだまだ福祉サービスの円滑な利用や連携はうまくいっていないと感じている。	計画相談がついている場合には、担当者会議で周知を行いながら理解してもらい、福祉教育を行う時に、福祉サービスについて先生方にも説明を行っていただければと考える。	制度改正が行われた場合、文部科学省からの通知をもとに各校へ周知を行っている。また、年度当初に管理職へ事業説明の際にも教育と福祉の連携についての説明を行っている。	引き続き、国の動向を注視し、関係部局と連携に努める。
	4	西淀川区	早期発見・早期療育の観点から障がいをもつ子ども（リスク児含む）の家族支援の強化について	障がい児（リスク児含む）の支援について、乳幼児健診や地域担当として関わりを持っている保健師、家族を含めた複合的な支援が必要となる場合に関わりをもつ子育て支援室、通学先の学校といった担当を超えた直接的な連携が取りづらい。	具体的なケース会議となれば、つながる場等の活用が考えられるが、区として継続的及び包括的な支援体制を築くためには、普段から顔の見える関係や情報共有が不可欠である。 保健師や子育て支援室メンバーが自立支援協議会の部会等への参加が可能になる職務体系の整備が必要ではないだろうか？	各区地域自立支援協議会では、個別事例の検討などにおいて必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとなっている （報告のあった課題については、個別の対応により、関係機関と調整済。）	障がい児をとりまく、学校や子育て支援室等との連携については、各区における現状や取組状況等を把握したうえで、市地域自立支援協議会で検討を行っていく。
	5	淀川区	子育て支援室との連携	要保護児童・要支援児童のケースに相談員をつけたいとの相談を受けるが、相談員をつけることが目的になっている。 しかし実際には、対象児がサービスの必要性を感じていない、不登校やひきこもり等で会うことができず通所支援の契約に至らない、契約をしても利用が途絶え契約が終了してしまうなどのケースがみられる。 また相談員をつけることを重視するあまり行政との連携が希薄となっている。	行政も含めた支援者間での連携を密に行い、適切な支援について検討していく必要がある。 また、契約終了等により相談員がつかなくなったケース、不登校児など支援につながっていないケースなどに対して支援が途切れないようにするための仕組みづくり、訪問支援や報酬のあり方について検討する必要がある。		

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
関係機関との連携	6	阿倍野区	福祉防災について	高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだできていない。	区・地域・福祉・医療での防災ネットワークの構築。地域で行っている防災訓練への参加。	本市では、各区がそれぞれの地域実情に応じて、地域防災力向上に向けた取組を行っており、その一環として、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の移送等を円滑に行えるように福祉避難所開設訓練の支援や移送訓練を実施するなどの取組を行っている。 危機管理室では、各区における訓練実績や訓練内容等について、区役所間で共有できるサイトを整備し、運営することで好事例等を共有できるようにするなどの支援を行っている。 また福祉局では、各区において個別避難計画の作成が進むよう、各区共通の課題について、福祉的な側面のサポートを行っており、令和6年12月に福祉・介護事業者への協力依頼文書を発出し、協力が得られるよう取り組んでいる。	今後も引き続き、危機管理室においては各区の好事例等の共有を継続するとともに、各区においては地域の訓練等を実施することで、防災ネットワークの構築に努めていく。 また、市地域自立支援協議会において、利用者の安否確認や地域との連携を意識したBCP作成について福祉・介護事業者へ啓発することや、各区地域自立支援協議会における防災に関する取組事例の周知など、地域の関係機関の連携が深まるよう検討を行っていく。
	7	此花区	防災、災害時における支援	近年、想定を超える自然災害が多発している。個別避難計画策定も進み始めているが、実際の災害時に対応困難となることも予想される。	個別避難計画作成段階から障がい福祉サービス事業所も関り、作成できるような仕組み、平時からの連携の強化があればと思われる。 また、個別避難計画作成対象者以外の方への対応も検討が必要。	個別避難計画については、地域の実情に応じ、各区と地域が連携して優先度の高い方から作成に取り組んでおり、その進め方は区ごとに異なっている。 危機管理室では、各区の個別避難計画の作成状況や取り組み状況を取りまとめることと、主に制度面でのサポートを、福祉局では各区での共通の課題に対し、福祉的な側面からのサポートを行っている。 また、令和6年12月に、福祉・介護事業者への協力依頼文書を発出し、協力が得られるよう取り組んでいる。	今後も引き続き危機管理室、福祉局が連携しながら、各区における個別避難計画の作成を支援していく。
	8	都島区	障がい者の地域防災について	避難行動要支援者の個別避難計画作成が始まっているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が出来ておらず、中身のある個別避難計画となっていない。 障がい者と地域で助ける側との顔合わせが出来ておらず、災害時に困ることが想定されるため、福祉専門職も交えて取り組みを進めていく必要がある。また、自宅避難時の支援策や、福祉避難所に直接避難できるよう、仕組みづくりを検討する必要がある。	個別避難計画作成に福祉専門職も入り、障がい者も参加できる地域の防災訓練の仕組みづくりが必要。 また、自宅避難の支援策、そして福祉避難所に障がい者が直接避難に行ける仕組みを作る必要がある。	個別避難計画の作成を含む避難行動要支援者支援の取り組みは、危機管理室および福祉局、区役所等が連携しながら取り組みを進めている。 また、自主防災組織など地域の方々と連携し、災害時避難所の開設訓練や避難行動要支援者の方にも参加いただき、福祉避難所への移送訓練等の防災訓練に努めている。 福祉避難所への直接避難については、本市では発災時に建物の安全性や施設の受け入れ態勢等を確認したうえで、福祉避難所を開設することとしており、開設前に避難することで混乱を招く恐れがあることから、原則、災害時避難所へ避難することとしている。	今後も引き続き各部署が連携し、避難行動要支援者への支援に取り組むとともに、自主防災組織など地域の方々と連携した訓練等の取り組みを進めていく。 また、避難所の環境整備や避難者への支援等についても、検討を続けていく。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
虐待対応	9	住吉区	福祉施設従事者による虐待対応及び養護者虐待について	<p>福祉施設従事者による虐待対応について、以下の課題が報告されている。</p> <p>①市の虐待相談の窓口（運営指導課）へ通報した際、窓口担当者によっては、「本件は通報か、それとも相談か？」と、通報者に判断を委ねることがある。</p> <p>②相談支援を利用している当事者の方の利用ケースで、サービス利用計画案・本計画の作成・会議・交付及びモニタリングを2年間実施されていない事案を通報した。市虐待相談窓口では本人が相談支援を利用したいかどうかだけを確認するよう言われ通報をあきらめた。</p> <p>③就労定着支援の利用の際、前年に就労をしているので自己負担が発生するが、それを免除する代わりに他の仕事に従事させられているという相談があったことから市運営指導課へ通報したが、ただちに虐待や不適切な対応との言及はなく、そのため、本人が事業所との関係悪化のみを不安視し、結果的に通報を取り下げることがあった。</p> <p>また、養護者虐待については区で「養護者ではない」と判断され、養護者虐待の対応がしてもらえない傾向がまだ残っている。</p>	<p>虐待の疑いについての連絡を受けた際は、通報者に「通報か相談か」を判断をさせるのではなく、「原則通報」として受理し、市運営指導課が事実確認を行うよう、対応を統一する必要がある。</p> <p>養護者に関する国の定義が曖昧ではあるが、市として「養護者虐待の判断・認定に至らない場合であっても、相談支援事業所等との連携を継続し、いざという時には介入すること」を市として整理し、全区で統一対応されるようにしていくべきである。</p>	<p>国が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき対応を行っている。</p> <p>通報があった場合には、詳細に内容を聞き取り、組織的に事案の共有、対応方法の検討を行っており、担当者によって見解や受理対応に差異が生じないように対応している。</p> <p>養護者による障がい者虐待対応については養護者・被養護者の関係だけに目を向けるのではなく、障がい者の権利が侵害されているかという点にも着目し対応するよう、研修の機会も利用しながら周知している。</p> <p>また、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、適切に対応できるよう努めている。</p>	<p>引き続き、担当者によって見解や受理対応に差異が生じないように、国が作成した手引きに基づく対応を徹底していく。</p> <p>養護者による障がい者虐待対応については養護者・被養護者の関係だけに目を向けるのではなく、障がい者の権利が侵害されているかという点にも着目し対応するよう、引き続き、研修時だけではなく各区保健福祉センターへの訪問等の機会も利用しながら周知していく。</p> <p>また、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、適切に対応できるよう努めており、今後も、必要に応じて、各関係機関と連携しながら対応していく。</p>
虐待対応	10	住吉区	虐待防止の対応や意識啓発について	<p>各虐待通報において、本人に関わる事業所が通報した場合、その後の対応等の状況がわからず、次の支援をどのように進めればよいか判断ができないことがある。</p> <p>また虐待防止への意識が低い事業所もあることから、事業所の意識啓発が必要。</p>	<p>虐待通報後、他の事業所の支援上の配慮等に関わる場合は、必要に応じて関係者に基幹センターを通じてでも対応状況等を部分的にでも報告する等配慮してはどうか。</p> <p>また、事業所の虐待防止の意識啓発につながるよう、市のホームページ等で通報後の対応事例集等を作成して公表、配布し、研修等にも活用してはどうか。</p>	<p>虐待にかかる通報等を受けた場合、必要に応じ、当該被虐待者を担当する相談支援事業者等と連携を取ったうえで、虐待調査等の対応を行っている。</p> <p>また、障がい者虐待防止の取組みとして、虐待防止に関する研修の周知や指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導において、「障がい者虐待の理解と防止」（虐待事例の内容を含む）を掲載し、啓発を行っている。</p> <p>障がい者虐待の対応をする職員は、守秘義務が課されているが、一方で、通報者には守秘義務がないため、通報者への報告は原則行わないことになる。そのため、虐待の判断内容等を通報者に伝えることはないが、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、関係機関と情報連携しながら対応することはある。</p> <p>また、市民・障がい福祉サービス事業者向けの啓発については、毎年度、障がい者虐待防止啓発講演会を実施し、広く啓発を行っている。</p>	<p>引き続き、必要に応じて、被虐待者を担当する相談支援事業者等と連携を図りながら、虐待調査等の対応を行っていく。</p> <p>また、事業所における虐待防止の意識啓発につながるよう、今後も虐待防止に関する研修の周知や指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導等において、障がい者虐待の防止に資するような情報を提供していく。</p> <p>令和4年度からの虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の設置等の義務化の影響もあり、障がい者虐待防止啓発講演会の受講者数も増加しており、引き続き、広く啓発を行っていく。</p>

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
重度障がい者への支援	11	都島区	重度知的障がい者の地域での自立生活について	<p>重度の知的障がいのある方の高齢化と、親のさらなる高齢化（障がい者のいる家庭の8050課題）も相まって、親子での在宅生活が難しくなっている。</p> <p>施設入所を希望するも待機者が多すぎて入所できず、グループホームはまだまだ箇所数や支援力が追いつかず、ヘルパーを利用した生活も人材不足により現状の生活が行き詰っていたり、近い将来に不安を抱える方たちが多い。（ニュース等でも多くとりあげられている。）</p>	<p>親だけで抱え込まずを得ない状態になっている障がい者の生活において、親の高齢化や緊急時も想定し、親が元気なうちから、重度の障がいがあっても地域で自立した生活できるグループホームの支援体制整備や、重度訪問介護ヘルパーを利用した一人暮らしも可能となるよう支援人材の確保など、早急に対策を打つ必要がある。</p>	<p>障がい福祉分野における支援人材の確保については、全国的な課題となっており、国においても、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善の取組を進めるため、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、加算率の引上げ等が行われたところである。</p> <p>また、本市では、大阪市社会福祉研修情報センターにおいて、障がい福祉サービス等事業所の従事者向けに様々な研修を行っており、地域における支援力の底上げを図っている。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）事業所に関しては、福祉局において大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業を実施しており、強度行動障がいや重度障がいのある方を受け入れる場合に必要な住宅の改造等に要する諸経費について補助している。</p> <p>重度障がいのある方や、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところである。</p>	<p>障がいのある方が、住み慣れた地域で必要な相談、支援を受けながら生活することは重要であると考えます。</p> <p>今後も、障がいのある方を支援する人材の確保のため、事業所が適切かつ安定的な運営を図ることができ、支援の実態に即した報酬単価の設定となるよう、他の指定都市等と連携しながら国に要望していくこととあわせて、障がい福祉サービス等事業所に従事する方に向けた様々な研修並びにグループホーム整備費補助事業の実施等、引き続き必要な取組を行っていく。</p>
重度障がい者への支援	12	住吉区	グループホームでの重度障がい者の受け入れ基盤、支援の質の向上	<p>グループホームの数は増加しているが、行動障がい等、支援が多く必要な障がい者の受け入れについては進んでおらず、入居者に対して食事提供だけのグループホームなど、支援が多く必要な障がい者を受け入れることを想定していない営利グループホームが多数みられる。</p> <p>また何の問題意識もなくグループホーム内にカメラを設置する事業所や、土日は帰宅や外出を強要されるホームなど、支援の質の低下も進んでいる。</p>	<p>グループホームのあり方について整理していくため、国では今年度、ガイドラインが作成される予定であるが、その動向を見ながら市としても独自のガイドラインを作成し、グループホームとして当然行うべき支援や、してはならないことを示すなど、グループホームのあり方を明確にして、啓発・研修を強化し、支援が多く必要な障がい者を受け入れられるグループホームを育成し、もっと増やしてもらいたい。</p>	<p>大阪市社会福祉研修情報センターでは、グループホームの従事者向けの研修を継続的に実施している。</p> <p>障がいのある方が安心して障がい福祉サービスをご利用いただけるよう、障がい福祉サービス等の質の確保・向上に向け、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っている。</p> <p>また、運営指導においては、事業者の質の向上を図るため、資質向上のための研修の年1回以上の実施を徹底するよう指導している。</p>	<p>引き続き、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っていく。</p> <p>また、現在国において検討が進められているガイドラインの策定状況を注視し、ホームページへの掲載や事業者への運営指導・集団指導等の機会での積極的な活用等について検討する。</p>

【その他の課題】

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
相談支援体制	1	此花区	指定相談支援事業所の不足	区内において、指定特定相談支援事業所が6カ所しかなく、増えていない状況。	これまでも居宅介護支援事業所など他分野を含めて事業所開設を依頼してきているが、増加していない。 引き続き周知を行っていくとともに、開設に興味を示せばフォローするようにする必要がある。	相談支援事業所・障がい児相談支援事業所は一定程度増加しているものの、増大するニーズに対して十分とは言えない状況が続いているため、さらなる利用促進のために市地域自立支援協議会における検討を重ねつつ、「相談支援体制の充実」に向けた取組を実施している。	令和6年度報酬改定において相談支援に関する報酬の改善が図られたところであり、その効果を注視しつつ、相談支援事業所の増加につながるよう引き続き取組を進めるとともに、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化のため、一人事業所への配慮も含めて、相談支援体制の充実に向けた取組を進めていく。
	2	東成区	相談支援基盤の拡充について	障がい福祉サービス利用者数に見合う相談支援基盤（事業所数及び相談員数）が確保できておらず、選定できないケースが生じている。	相談支援専門員の増加および新規事業所開設の増加につながる補助金の整備等、早急な対策が必要である。		
	3	城東区	計画相談・児童計画相談の強化について	計画相談支援事業者が増えないこともあり、受給者証所持者に対する受給率はこの間、区で50%前後で推移しています。 児童計画相談にいたっては25%前後とさらに低い状況が続いており、その要望にこたえきれていない。	計画相談、中でも児童計画相談支援事業者の増加促進と支援システムづくり また、障がい福祉サービス事業者との連携強化の促進を図るネットワーク施策の充実等後方支援をはかる		
情報提供	4	東住吉区	障がい者の求人での「不採用」後の対応について	ハローワーク等における障がい者雇用枠による求人で、障がいのある方ご自身が、主に日中系サービスの支援スタッフとして求人応募をし「不採用」となった際、支援スタッフになるにはまずは利用者から始めることを提案される。 また、就労継続支援A型事業の利用を応募し「不採用」となった際、定員が充足しているため、待機者として併設の就労移行・B型を利用する、といった事例が散見される。 公正採用の視点からも「不採用」の判断はあってしかるべきと考えるが、不採用後の対応について本来の障がい者雇用・障がい福祉サービスの利用目的を外れ、ご本人の適切な就業環境・福祉サービス利用とならず、事業所の利益誘導のための手段となっている恐れがある。	ハローワークと市が連携して注意喚起するなど対策が必要である。	障がい福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画案の内容を勘案し、支給決定を行っております。 また、障がい福祉サービス事業所等において各サービスの提供が、関係法令及び例規等に規定されている事項に沿って適正に行われているかを確認するため、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っています。	引き続き、サービス等利用計画案の内容を勘案した支給決定及び障がい福祉サービス事業所等において各サービスの提供が、適正に行われているかを確認し、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行ってまいります。 また、必要に応じてハローワークと連携します。
	5	東住吉区	高齢者の就労継続支援B型利用に関する事業者の実態把握について	高齢者（65歳～）の就労継続支援B型の利用について、介護保険サービスとの狭間にある層で利用ニーズは理解出来るが、利用当初から在宅サービス利用といったケースも見られる現状にある。	事業者の実態把握が必要である。	就労継続支援B型の在宅でのサービス利用を希望する者の支給決定においては、通常の実態把握の際の審査と併せて事業者意見が付された申請書の審査を行っております。 事業者が在宅支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこととされております。 障がい福祉サービス事業所等において各サービスの提供が、関係法令及び例規等に規定されている事項に沿って適正に行われているかを確認するため、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っており、指定後、一定期間が経過した就労継続支援B型事業所に対し、運営や支援内容の確認を行う現地確認を行い、不適切な運営や支援が確認できた場合には、当該就労継続支援B型事業所に対し指導を行っております。	在宅利用にかかる申請書の審査にあたっては、サービス等利用計画案等の内容を総合的に勘案し、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると判断した利用者に対し、支給決定を行います。 不適切な運営や支援に関する情報が寄せられた場合は、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所に対して指導等を行う際の参考にさせていただきます。 今後は令和7年10月に障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した、新たなサービス（就労選択支援）が創設されることにより、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択がなされることが期待されます。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
情報提供	6	淀川区	置き去り防止を支援する安全装置の設置について	生活介護事業所の多くが送迎を実施、利用者が降車後に職員が車内確認を行っているが、人為的ミスなどにより置き去りの事故の発生が予測される。	障がい児通所支援事業等においては送迎車両に安全装置の設置が義務付けされているが、生活介護においても安全装置の設置に伴う経費を補助する必要があると考える。	障がい児通所支援事業等においては基準省令上、送迎車両の安全装置の設置は義務ですが、生活介護においては義務ではありません。	生活介護においては国の動向を注視します。
	7	住吉区	金銭管理サポートについて	8050ケース等何らかの理由で介護者が不在となり、第三者による金銭管理の支援が必要となった場合、あんしんサポートや成年後見等につながるまで相当の時間を要する事態が生じている。 そのため、権利擁護支援が開始されるまでの間、地域支援者がやむえなく金銭管理を担う事例がある。	緊急性の高い事案はあんしんサポート緊急枠等を導入して、早期に支援を開始できる仕組みを検討する必要がある。	あんしんさぼと事業は、社会福祉法の規定により大阪市社会福祉協議会が実施主体の補助事業であるため、本市としては真に必要な方が速やかに利用できるよう、適切に対応できる体制を整備、維持するために必要な補助金の交付に努めており、また、成年後見制度においては、家庭裁判所において速やかに後見人等の選任が行われるよう、候補者検討会議を開催し、及び各区が速やかに申立てできるよう、局において相談支援体制を構築するなど、制度利用までにかかる期間の短縮に努めている。	引き続き、制度利用までの期間短縮や制度の早期利用に努めるとともに、現在、国において検討されている「持続可能な権利擁護の推進事業」について、関連部署間で情報を共有しながらその動向を注視していく。
社会資源	8	港区	福祉サービス事業者の人材不足について	全国的に、福祉業界に係わらず、人材不足は深刻で大きな問題です。港区においても、慢性的にヘルパーが不足しており、現在稼働するヘルパーの年齢も若年層は少なく、中高年のヘルパーが中心に、介護サービス、自立支援サービスの提供に当たっています。このままでは、数年後には、サービス利用の需要が、供給を上回ることが予想されます。そうすると、必要な介護や支援を受けることができない人が出てしまい、個々の生活にも大きな支障をきたすことが予測されます。 移動支援事業については、港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会にて、すでに「人材不足により需要が供給を上回り、利用回数を制限してもらっている」との意見もある。	ヘルパー資格取得、ヘルパー募集のための事業所の補助等、障がいのある方を支える人材の確保を検討してください。 また、移動支援事業についても、有資格者を増加させ有用な制度となるよう検討してください。	障がい者支援施設及び障がい児入所施設を含め、ほぼすべての障がい福祉サービス等事業においては、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善の取り組みを進めるための福祉・介護職員処遇改善加算がありますが、令和6年6月からは報酬改定において、3つあった加算の一本化及び加算率の引上げが行われたところであり、 また、移動支援についても単独での外出が困難な障がい者には必要となるサービスであり、今後も大きな需要が見込まれることから、安定した事業運営を図ることができるよう国に対しても個別給付化をはじめとした財政措置について要望しているところです。	今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう国に働きかけます。
地域生活支援拠点等	9	生野区	8050問題等での緊急ケースへの対応について	区内では緊急対応が可能な短期入所事業所がなく、また、遠方に対応できる場所があっても事業所までの送迎手段がないなど、ショートステイの受け皿がないといえる状況であり、実情としては相談支援機関等日中の福祉サービス事業所において時間外に対応している。	グループホームにショートステイ事業を担っていただくよう働きかけるほか、障がい者がグループホームにおけるショートステイに慣れるため、日常的に、区内の事業所に協力を依頼したり障がい者に利用を促すことが必要である。	事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるようサービス提供基盤の充実を図ることは重要であり、令和6年度報酬改定により、短期入所における緊急時の受け入れが更に評価されたところです。 また、地域生活支援拠点等においても、緊急時の重度障がい者の受入機能の充実が図られたところです。地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、一定の要件を満たしたうえで緊急時の受け入れ対応を行う指定障がい福祉サービス等事業所を募集し、本市ホームページに登録事業所の一覧を掲載していますが、事業所の登録が促進されるよう、登録要件を一部見直しました。	今後も事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等について国に働きかけるとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、施設や病院等からの地域移行の推進や、緊急時の対応を担う地域生活支援拠点等の整備を推進してまいります。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
差別・合理的配慮	10	住吉区	鉄道機関等でのバリアフリートイレの利用及びサポート	鉄道機関（大阪メトロ等）のバリアフリートイレの一部が、男女どちらかのトイレ内にしか設置されていないことがあり、異性の場合に利用がしづらい。 また介助者がいない場合で緊急的な利用の場合、駅員にトイレのそばで見守りをしてもらうことができないので利用できない。	バリアフリートイレは男女トイレ内ではなく外側に設置していくことや、男女どちらかのトイレ内にしかなく、緊急的な利用の場合、駅員等で見守りができるよう配慮を検討してもらえないか。	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年に施行された交通バリアフリー法（平成18年には「バリアフリー法」が施行）に基づき、平成15年から平成18年にかけて、市内の主要な駅を中心に25地区に「交通バリアフリー基本構想」を作成。鉄道駅舎や駅周辺の主要な生活関連施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進。 令和4年9月、「大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、各地区基本構想の変更に向け、全地区共通の考え方を示す、基本構想骨子の検討を実施。 令和5年6月、基本構想骨子をとりまとめ、公表。各地区基本構想の変更を令和5年度から8年度において行う予定。 	「バリアフリートイレの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置」等について、協議会にて継続検討を行う。
事業者指定・指導	11	生野区	グループホームにおける人権侵害事例への対応について	グループホームにおいて、個人の部屋への監視カメラの設置、鍵の施錠といった人権侵害が男性のグループホームに女性障がい者を入居させる等の不適切な支援に至る事例が見受けられる。	入居者の人権擁護の観点から適切にサービスが提供できるよう方策が必要である。 (例：事業者の質の向上を図るための勉強会・研修の強化や事業者に対する助言の強化、規制するための法整備等)	<p>大阪市社会福祉研修情報センターでは、グループホームの従事者向けの研修を継続的に実施しています。</p> <p>障がい福祉サービス等の質の確保・向上に向け、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っています。また、運営指導においては、事業者の質の向上を図るため、資質向上のための研修を年1回以上実施するよう指導しています。</p>	<p>引き続き、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行うほか、従事者向けの研修を継続していきます。</p> <p>加えて、今後国において進められるガイドラインの策定状況を注視し、ホームページへの掲載や事業者への運営指導・集団指導等の機会での積極的な活用等について検討します。</p> <p>また、令和7年度より義務化される地域連携推進会議については、その構成員として利用者や利用者の家族、地域の関係者等に参画いただき、会議の開催や共同生活住居へ訪問・見学する機会を、それぞれおおむね1年に1回設けることとなっており、地域連携推進会議の目的は、利用者や利用者の家族、地域の関係者等を構成員とした会議や見学の実施を通じて、利用者や地域との関係づくりや、地域の方の利用者やグループホームに対する理解の促進、グループホームにおける支援の透明性や質の確保及び利用者の権利擁護につなげていくこととされています。</p> <p>本市としても、地域連携推進会議の適切な実施について、国の手引きをもとに市内のグループホーム事業者に対して周知してまいります。</p>
	12	淀川区	令和6年度報酬改定	令和6年度の報酬改定において厚労省のホームページにQ & A等の資料がアップされたのが3月29日だった。各種届出の期日まで2週間しかなく、改定内容の確認、必要書類の作成など事務的な負担が大きく業務に支障が生じた。	次回の報酬改定時にも同様の混乱が生じないよう各種届出の期日などについて見直しが必要である（例：届出期日を5月に見直しするなど）。	令和6年度の報酬改定については、国通知後にホームページでの公表及び各障がい福祉サービス事業所等あてに運営指導課より通知を發出しております。	<p>次回の報酬改定時については、国通知後、早急にホームページでの公表及び各障がい福祉サービス事業所等あてに運営指導課より通知を發出し、改定内容の確認、各種届出の作成から提出までの期間を長く設ける等、事業所の負担軽減を検討してまいります。</p> <p>また、報酬改定に関するお問い合わせ等についても、電話以外の方法による問い合わせ方法を周知する等、事業所からの問い合わせが繋がらない環境の改善に向け検討してまいります。</p>

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
障がい児支援	13	東住吉区	障がい児の通学支援について	障がい児の通学について、親が送迎している場合、親が病気などになると学校を休ませるといった実態がある。 大阪市で障がい児の移動支援を通学支援に利用できる条件は厳しく、利用できたとしても移動支援の上限が小学1～4年生は12h/月、小学5年生～18歳未満は24h/月となっているため、本来の余暇活動に充てる余裕はない。 他市では「障がい児通学支援事業」として「小・中・高・支援学校に在籍し、保護者等の就労や病気療養などの理由で通学困難な状況が継続する障がい児」を対象に、通学ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒の通学のために必要な支援を行っている自治体もある。	福祉あるいは教育行政、いずれの施策でも構わないので、大阪市として障がい児の通学支援事業を実施すべきである。	教育委員会では、障がいのある児童生徒の通学支援について、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいがあり、車いす利用、歩行困難等で自力通学ができない児童生徒に対して、通学タクシー事業を平成16年度から実施している。 また、令和4年度より校外活動において、肢体不自由等の児童生徒が校外活動に安全かつ安心して参加するため、リフト付きバスを借り上げた学校等に対する差額支援を実施している。 障がい者施策に関しては、通学にかかる送迎での利用は「通年かつ長期にわたる外出」であるため基本的にサービスの対象としていないが、介護者等の冠婚葬祭や入院等により通学が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とする等、通学の継続を支援できるように努めている。	教育委員会では、障がいのある児童生徒の送迎を行う保護者が病気等、不測の事態が生じた場合の通学支援について今年度よりプロジェクトチームを立ち上げるなど課題解決に向けて話し合いを続けている。 引き続き現行の制度や他都市の状況を注視しながら、関係部署で連携し、障がいのある児童生徒への学びの充実に努めていく。
	14	住之江区	学校と地域との連携について	発達障がいの子どもへの理解・対応や、ご病気をかかえる保護者への対応、家庭に困難を抱える子どもへの支援について専門性が必要で、教員がどう対応したらいいのかわからないことが多々ある。子どもの家庭背景等の理解が乏しく、子どもへの視座がないと誤った対応に陥ってしまい、困難な対応から腫れものにさわる扱いをしてしまう。校長先生も人によっては勉強不足なこともある。 複合的な課題のあるケースに対して学校や地域の機関が繋がれていないことがある。	個人情報の壁が年々高くなり、学校の状況が地域に見えにくくなっている。 保護者・地域と学校との必要な情報の垣根を取り払い、守秘義務や専門知識を持たれる方との情報共有を進めるなど、学校支援のために情報の正しい使い方を学ぶ必要がある。 行政が情報発信の中心となり、子どもや家庭への共通した視座をもった地域の専門スタッフ・支援機関と学校・地域とのコミュニティづくりを進める必要がある。	気になる児童生徒については、校内で情報共有を図るとともに、区の子育て支援室による要保護児童対策地域協議会やケース会議を定期的開催し、学校・地域・こども相談センターや関係諸機関が連携を密にし、包括的に子ども及び家庭に対して必要な支援を行っている。	区の子育て支援室による要保護児童対策地域協議会やケース会議を中心に、必要に応じて関係諸機関を増やす等、個々のケースにより参加者を増やし、柔軟に対応していく。
支給決定	15	淀川区	区分更新時の障がい支援区分確定までに時間がかかる点について	区分が確定するまで時間がかかることで有効期限が切れても区分が確定していないケースが生じる。そのため区分が下がることも想定した上で、生活介護などの利用調整、ホームヘルプサービスの時間調整などを行わなければならない場合がある。	審査会の開催頻度を増やすことで区分が確定するまでの期間を短縮させるなど、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	障がい支援区分の更新については、有効期限内に新しい区分を確定するために、認定有効期限の3か月前に更新勧奨を送付している。また、障がい支援区分認定審査会については、開催頻度や審査件数を増やすなどし、速やかに区分の認定ができるよう努めている。	引き続き認定有効期限の3か月前に更新勧奨を送付するとともに、審査会の開催頻度や審査件数についても、次期改選時の審査会体制について、各推薦団体と調整中であり、速やかに区分の認定ができるよう引き続き検討してまいります。
制度内容	16	生野区	子どもを対象とした相談支援体制について	現状の障がい児相談支援において、親との相談対応に占める割合が大きく、障がい児への支援だけでなくその親への支援をともに考える必要がある。 令和6年度の報酬改定では計画相談支援及び障がい児相談支援の機能強化型への見直しが行われたが、基本相談支援など相談支援の核となる支援にあたっては、未だ報酬算定されていない。	障がい児相談支援の事業者や相談支援専門員へのアンケート等での障がい児相談支援における家族（特に親）との基本相談支援に該当する支援量（時間や内容）等を把握し、障がい児及びその家族の置かれている状況を鑑みる必要がある。	令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、基本報酬とともに加算についても見直され、医療・保育・教育機関等連携加算がモニタリング時にも算定可能となる等の見直しが行われた。 一方で、基本相談に対する報酬上の評価がまだ不十分であることに関しては、国へ見直しを求めている。	基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような業務量に見合った報酬体系とするよう、引き続き、国に対し要望していく。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
制度内容	17	都島区	障がい児相談支援の相談支援専門員の対応時間について	障がい児相談支援ではご本人のみならず、保護者様との面談を通して計画作成やモニタリングをしているが、保護者様が就労されていることも多々あり、ご本人や保護者様が在宅の時間に面談となると18時以降や土日祝になることが多々ある。 一人事業所も多い中で相談員の超過勤務や休日出勤とならざるを得ない状況である。	対応時間などが左記のようなやむをえない場合はメールやラインなどお互いの意向などの同意があることを明確にして、対面でなくても対応を可能とする必要がある。 また時間外や休日に対応した場合は加算を付けるなど大阪市から国に要望が必要である。	障がい児支援計画の作成にあたっては、障がい児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要であるため、必ず居宅を訪問し障がい児及びその家族に面接してアセスメントを行わなければならないこととなっている。 モニタリング時も同様で、障がい児の居宅で面接を行うこととなっている。	引き続き、国の動向を注視しつつ、必要な要望等を行っていく。
	18	旭区	相談支援にかかる保育園・学校等の訪問による生活状況把握について	障がい児の相談支援を行うにあたり、状況把握のため相談支援専門員が主たる日中活動の場である保育園や学校等へ定期的に訪問をしている。 令和6年度報酬改定において、継続利用援助(モニタリング)時においても医療・保育・教育機関等連携加算が適用されるよう見直しされたが、あくまで職員等と面談を行い情報提供を受けた場合の加算となっており、障がい児の日中活動の場である学校や保育園等での様子や友人関係など(置かれている環境)の把握のための訪問についてはなにも加算等がない状況である。	職員等との情報交換のみならず、学校等を訪問し、障がい児の状況を直接把握する場合も障がい福祉サービス提供事業所等を訪問し状況把握を行った際に算定できるサービス提供時モニタリング加算の拡充や新たな加算の創設など。	令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が、障がい児支援利用援助時に加えて継続障がい児支援利用援助実施にも算定可能となった。本加算は学校の職員と会議、面談、または情報提供を行った場合に算定可能である。	障がい児相談支援事業における適切な報酬体系の整備及び、より支援の困難さを評価した明確な拡充を国に対し引き続き要望していく。
	19	生野区	相談支援基盤の拡充について	利用者からは計画相談を利用したいというニーズがあり、支援者も専門員になりたいニーズがある一方、府で開催される相談支援専門員初任者研修の開催回数は少なく申込者数が定員を大きく超えており相談支援専門員数が増えていかない。 さらに、大阪府の研修で学んだ内容や書類等が大阪市の相談支援事業所において通用しない場合がある。 また、モニタリングが3か月に1回等と報酬算定にバラつきがあることも相談支援事業運営の難しさの要因となっている。	相談支援専門員の確保に向けて、相談支援専門員になるための条件とされている実務経験歴を要することが相談支援専門員数が増えない原因になっていると思われることから、条件の見直しに向けて国への働きかけ及び大阪市内の事業所において円滑に働けるよう実務研修を実施する。	本市において相談支援専門員に対する研修を実施するほか、各区障がい者基幹相談支援センター等での大阪府の相談支援従事者研修の課題実習の受け入れ等を通じて、地域の相談支援事業者の人材育成に努めている。	相談支援従事者研修を実施している大阪府に対して初任者研修の拡充による相談支援専門員数の増加を働きかけ、令和7年度より研修回数が増加されることとなったところであり、今後の動向を注視しつつ、本市においても研修会等がより受講しやすく充実したものとなるよう努めていく。
	20	住吉区	障がい児支援施設からの地域移行について	障がい児施設からの地域移行で、昨年度も今年度も「措置停止ができない」と言われて、地域移行支援やグループホームの体験宿泊等が使えず、事業所が無償で対応せざるを得ないケースがあった。	地域移行支援を実施できる体制を確保するため、障がい児施設からの地域移行で、地域移行支援や体験宿泊、外出支援など必要なサービスが必ず使えるように、体験時には必ず措置停止することや、または措置期間中でもサービスが柔軟に使えるように市で明確なルールを設けて調整してもらいたい。	障がい児入所施設に措置により入所している児童の成人としての生活への移行に際しては、入所施設・学校・こども相談センター等が連携し、早期から移行に向けた調整を進めています。 移行にあたってグループホームの体験利用が必要な場合や、退所後に障がい福祉サービスの利用が見込まれる場合等には、こども相談センターと区保健福祉センターが連携し、サービスの利用申請等を行っています。	引き続き、サービス利用ができるよう、こども相談センターと区保健福祉センターで連携していきます。
	21	東住吉区	サービス利用者の負担上限月額の段階的設定について	グループホーム入居者が就労し、市民税課税世帯となる収入を得ると、自己負担上限月額が「0円→37,200円」に上がる可能性があり、特定障がい者特別給付費10,000円もなくなってしまうのが現行制度である。	働くと損をする(可能性がある)逆転現象について、負担額をもう少し段階的に設定するといった改善が必要である。	障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同法施行令、施行規則等により規定されています。 この利用者負担の設定について、サービスを利用する方の実態に即したものとなるよう、他の政令市と連携して継続的に国に要望しているところです。	今後も引き続き、国に対して要望していきます。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
制度内容	22	東住吉区	地域移行支援におけるピアサポーター活用と報酬制度の矛盾について	地域移行支援において入院中の対象者に対し、限られた面会機会での退院に向けた意欲喚起をするためピアサポーターが同行しても、ピアサポーター分の交通費が報酬上、支給されず、「ピアサポーターを活用する」という点と制度の矛盾が生じている。	ピアサポーターの活用をすすめていくため、報酬制度の矛盾の解消が必要である。	地域移行支援の提供にあたっては、障がいのある従事者が、自らの経験を活かして利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、利用者の地域生活に関するイメージづくりや不安の解消などにつながると考えられ、国においても、ピアサポート活動を推進する施策が講じられているところである。 本市では、多くの方が市外の施設・精神科病院に入所・入院している状況にあるため、市外施設入所者等に対して、地域移行支援の利用にかかる交通費を支給する「地域移行支援利用交通費給付事業」を実施している。	効果的な地域移行支援の実施を促進する観点から、引き続き、充実したものとなるよう事業の周知等に努めていく。
	23	東住吉区	地域移行支援における報酬単価の仕組みについて	地域移行支援において、事業所として年度内に実績を1件以上あげないと報酬単価が下がる仕組みとなっている。 入院・入所施設等従事者との連携の難しさもあり、高度な技術を必要とし、3年ほどの時間をかけてようやく移行できるケースも多く、事業者が地域移行支援に取組む足枷になっている。	地域移行支援における報酬単価の仕組みの改善が必要である。	地域移行を促進する観点から、事業者の確保を図るため、支援内容と移行実績を考慮した十分な報酬となるよう、国に対して要望している。	令和6年度報酬改定において地域相談支援に関する基本報酬の見直しが行われたが、地域移行するにあたり一人の利用者に対して時間や労力を要することから、引き続き、基本報酬を含めた報酬体系の見直しについて要望していく。
	24	住吉区	移動支援の単価改善について	他の介護報酬に比べて移動支援の単価（1900円）が低いと、事業所運営が成り立たず、派遣調整が困難な状況が続く、障がい者児の余暇活動の機会が制限されている。 昨今の物価高と他業種での賃金改善が相次ぐ中、介助者を確保できない事業所や、移動支援を廃止する事業所も増えている。	国に対して引き続き移動支援の自立支援給付化を求めていく一方で、大阪市として単価の改善を検討してもらいたい。 例えば移動支援の枠組みにある大学修学支援の単価（2270円）と同一単価にできないか検討願いたい。	移動事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業の1つであり、事業の詳細は各自自治体の裁量により実施することとして、その単価についても本市要綱により定めており、令和2年4月から1時間あたり1,900円としているところです。	今後も安定的に事業を実施するため、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう引き続き国に働きかけていきます。
	25	都島区	日常生活用具・移乗用リフトの給付費について	身体障がい者の中で、病気やケガをきっかけに急に重度化し、緊急的に移乗用リフトの導入が必要となる場合がある。 現在、移乗用リフトは本体と吊り具合合わせて約60万円程掛かるが、給付費は約16万円のままであることから、本人自己負担が約40数万円掛かることとなり、生活保護受給の場合とくに移乗用リフトの導入が困難となり、地域での生活に支障をきたしている。	様々な社会の物価が高騰しているなか、障がい者による日生具（移乗用リフト）の購入が難しくなっているため、物価に合わせた日生具給付費の見直しが必要である。	重度障がい者日常生活用具給付事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業の1つであり、事業の詳細は各自自治体の裁量により実施することとして、大阪市では要綱で給付種目・対象の範囲・給付限度額・自己負担額等を定めています。 移動用リフトは、令和6年度基準で限度額159,000円となっています。	重度障がい者日常生活用具給付事業については、給付実績や市民の要望等を踏まえ、毎年7月頃に開催する外部有識者で構成された検討会議で意見聴取を行い、給付種目・対象の範囲・給付限度額等について、必要性等を精査のうえ見直しを実施しております。 (令和6年度については5種目について改定)
成年後見	26	住吉区	円滑な成年後見利用について	成年後見制度申請時、心身疾患などのない知的障がいの方など、かかりつけ医がない場合、診断書作成の依頼先を探すことに苦慮する事案があるため、対応可能な医療機関を支援者が探さなければならず、結果的に成年後見の利用手続きが進まず困るケースがある。	知的障がいの方の障がい区分認定調査時に、療育の判定にかかる面談情報をもとに診断書作成してくれる医療機関連携はあるが（2024年7月現在で住吉区においては1医療機関のみ）、成年後見の診断書の記載までの依頼ができない。 特にかかりつけ医のいない知的障がい者等で診断書や意見書を作成できる医療機関のリストを市や各区で作成するよう、市から区にも呼びかけて全区で対応可能な仕組みを作ってもらいたい。	本人にかかりつけ医がない場合、日常的な本人の様子等を記載した本人情報シートを活用し、近隣の医療機関に相談するなど対応しており、また大阪市・区虐待防止連絡会議等において、関係機関の制度理解、情報共有、連携強化に努めている。	成年後見制度の利用のために必要な診断書について、制度理解が十分ではないことから作成してもらえない場合もあるため、制度の円滑な運用に向け、大阪市・区虐待防止連絡会議、大阪市権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会等を活用し、引き続き医師会等とも連携しながら、制度理解の促進等について検討を行っていく。

類型	No	区名	報告のあった課題			施策の状況	
			標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性
ひきこもり支援	27	淀川区	ひきこもり等支援	支援者につながるまで一定の期間を要する。とりわけ医療による見立てが必要な場合が少なくないが、往診できる医療機関を見つけることが困難である。そのため支援の方向性について検討できないケースがある。	医療機関につながる仕組み、往診診療体制を整備する必要がある。 また、早期に関係機関につながるよう支援者に対する研修や普及啓発が必要である。	こころの健康センターでは「ひきこもり専門相談（面接）」、区保健福祉センターでは「医師による精神保健福祉相談（面接及び訪問）」を医師に相談できる機会として、本人、家族、支援者を対象に予約制で実施しています。相談では、医師による見立てを通して、今後の支援の方向性を検討し、必要に応じて訪問診療が可能な医療機関を紹介しています。 また、支援者向けのひきこもり支援のスキルアップの研修を年3回、普及啓発のための市民講座を年2回実施しています。	ひきこもりの方等の支援において、医療的な支援の優先順位はケースにより異なります。医療的な支援を優先するあまり、支援者との関係性をつくれないケースも散見されますので、ケースに応じた対応が求められると考えられます。支援者がケースに応じた個別支援を構築し、関係機関との連携ができるような支援スキル向上のための研修を行っています。
その他	28	平野区	慢性的な繁忙状況緩和に向けた取り組みについて	障がい福祉サービスの申請者数、受給者数が大きく増加しているが、それに伴い申請書類の不備や手続きに関する認識の不足も見受けられ、この結果、慢性的な繁忙状態はもちろん、事務の停滞や遅延につながるケースも出てきている。	事務処理の効率化、窓口での時間縮減などが喫緊の課題であるため、当該事務における各事業所向けの効率的な事務手順の周知や手続きに関する研修実施が必要である。	各区保健福祉センターにおける窓口業務については、例年、新任担当者に対する研修を行っているほか、制度改正等の際に、必要に応じて個別に説明会等を開催し、制度や手続きについて周知等を行っております。 また、本市ホームページにおいて、障がい福祉サービス等の利用に必要な手続きの案内や、申請書類の掲載を行っています。	障がい福祉サービスを利用するための各申請書類について、記入すべき箇所や枚数が多いことなどのお声を受け、申請者の方の負担を軽減する観点で見直しを行っているところです。 また、申請いただく際の不備等を無くすため、本市ホームページに記入例の掲載等についても合わせて検討しています。
	29	阿倍野区	自立支援協議会の運営強化	現状、自由に使える予算はなく、情報発信をしていくのも基幹センターありきになっている。 協議会の運営を強化していく方針があるのなら、予算措置等、なにかしらの対策が絶対的に必要である。	協議会独自のHPが作成できれば情報発信の場もでき、部会のない事業所ともネットワークの構築が完成することで、地域相談も可能となる体制を作る。	地域の様々な問題等を検証するため各区地域自立支援協議会を開催できるよう協議会を運営するための予算を確保している。	引き続き、各区の実情に応じた適正な予算確保に努める。
	30	住之江区	区役所の人事異動について	区役所の人事異動は頻繁に行われ、福祉と関係の薄い部署からの移動もあるため行政職員と事業所との関係性がつくりにくい。	異動する間隔を長くする。最低でも5年はいはしてほしい。生活支援課から保健福祉課など関連のある部署での異動は経験が生きる。 年度当初は新しい制度がスタートするなど、事業所も戸惑うことが多いので、異動がある場合は引き継ぎ期間を十分確保してほしい。	【総務局】 人事異動については、意欲、能力、実績を重視するとともに、中長期的な視点での人材育成も見据えた適材適所の人事配置を行うこととしております。なお、各区役所内における人事異動については、区長マネジメントにより実施しております。 【障がい福祉課】 人事異動等で担当替えとなった場合でも、障がい者福祉にかかる制度やサービス内容等について、市民の方からの問い合わせに適切に対応できるようにするため、毎年適切な時期に、各区障がい者福祉担当職員への研修を実施している。	引き続き、各区障がい者福祉担当職員に対して、障がい者福祉の基本的な内容も含め、多種多様なサービスについての内容や手順に関する研修を実施していく。